

経済産業省技術評価指針の改正について

平成 29 年 3 月
産業技術環境局技術評価室

平成 28 年 1 月に策定された「第 5 期科学技術基本計画」を踏まえ、国が行う研究開発の評価についてのガイドライン「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下、「大綱的指針」という。）が、総合科学技術・イノベーション会議においてまとめられた（平成 28 年 12 月内閣総理大臣決定）ところ。

経済産業省技術評価指針は、この大綱的指針に沿って策定しているため、今回のとりまとめを踏まえ、所要の見直しの検討を行った結果、以下の点について改正を行うこととする。

＜主な改正点＞

◆実効性のある「研究開発プログラムの評価」

⇒研究開発プログラムの評価においては、目標達成に至るまでの時間軸に沿った『道筋』（ロードマップ）を設定し、その妥当性を評価することが重要であることを踏まえ、「道筋の設定」に係る記述を追加する。

◆挑戦的（チャレンジング）な研究開発の評価

⇒果敢な挑戦を促すため、目標の達成確率は低い（ハイリスク）ものの、実現すれば産業や社会の在り方に大きな変革（ハイインパクト）をもたらす挑戦的な研究開発については、成果目標の達成度による評価だけでなく、研究開発過程で得られた様々な知見や副次的成果等の評価視点を積極的に導入する。

◆評価に係る負担の軽減

⇒研究開発評価に係る過重な負担を軽減するため、メリハリのついた評価を実施する（研究開発規模に応じた評価対象の絞り込み）。

○事前評価：総額 10 億円未満の研究開発プログラム及び研究開発課題については、政策評価法との整合、評価に係る負担軽減の観点から、一定の条件を満たす場合には、事前評価を行わないことを可とする。

（※実施要否の判断基準（運用）については、今後、技術評価室にて検討する予定。）

◆専門性の高い研究開発評価における専門家の補完・確保

⇒外部評価者は、原則、評価対象となる研究開発プログラム及び研究開発課題に携わっていない外部の有識者とするが、評価に必要十分な専門性を補完・確保する必要がある場合には、評価対象となる研究開発プログラム及び研究開発課題の推進に携わった者を選任することを可能とする（例えば、研究分野が発展途上にあるなど、評価対象となる研究開発の有識者が極めて少ない場合など）。

【参考】

「行政機関が行う政策の評価に関する法律 第5条第4項の審議会等での政令で定めるものを定める政令の一部を改正する政令」（政令第49号）

第3条 （事前評価の実施について）

- 1 個々の研究開発（人文科学のみに係るものを除く。次号において同じ。）であって 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策
- 2 個々の研究開発であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策